

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝山市に対するふるさと納税の促進を図るとともに、市内産業の活性化に寄与することを目的として、寄附者に対して返礼品を贈呈する勝山市ふるさと納税推進事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ふるさと納税 勝山市に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附を行うことをいう。

(2) 地元事業者 市内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体又は個人をいう。ただし、福井県が認定した地域産業資源(ふるさと納税制度に係る地場産品基準第5条第8号ハ)を取り扱う事業者については、県内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 協賛事業者 地元事業者のうち、第6条の規定による承認を受けた事業者等をいう。

(返礼品の贈呈)

第3条 返礼品の贈呈の対象者は、前条第1号に規定する寄附をした者とする。

2 市長は、前項に規定する対象者(以下「寄附者」という。)に対し、1回当たりのふるさと納税による寄附の金額に応じ、別に定める基準により返礼品を贈呈する。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

3 前項の規定による返礼品の贈呈は、市又は市からの依頼を受けた協賛事業者が当該返礼品を寄附者に送付することとし、返礼品等が権利又はサービスの提供を行うものについては、市又は協賛事業者が寄附者へその権利又はサービスの提供を約する書面の交付を行ったことで返礼品を送付したものとみなす。

4 市長は、前項の規定により寄附者に返礼品を送付した協賛事業者に対し、協賛事業者の請求により、当該返礼品の代金(消費税及び地方消費税並びに梱包代を含む)を支払うものとする。

(地元事業者の参加資格要件)

第4条 前条に規定する返礼品の贈呈を行う事業に参加できる地元事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市税に滞納がないこと。

(2) 製造、加工、採取、栽培、サービスの提供、販売等に関する法令を遵守していること。

(3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者でないこと。

(返礼品)

第5条 返礼品は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市の魅力を伝えられるもの若しくは市のPRにつながるもので、原則市内で地元事業者が自ら製造、加工、採取、栽培、サービスの提供等をしているもの又は、市内で生産、製造された原料を加工し、地元事業者が自らの商品として販売するもの。

(2) 一般的な輸送に耐え得るものであること。

(3) 発注後、協賛事業者自らが速やかに発送できるものであること。

(4) 第6条第4項の規定により、同条第1項の申請書にその旨を記載しようとするものについては、数量的に安定供給が見込めるものであること。

(5) 権利又はサービスの提供については、それを約する書面の交付から6ヶ月以上の有効期限があること。ただし、季節やイベント等の開催期間に合わせ、予め提供期間を明示している権利又はサービスについてはこの限りでない。

(6) 権利またはサービスの提供のうち、転売の可能性のあるものについては、当該権利又はサービスの利用者を寄附者に限定する対策を講ずること。

(参加申請)

第6条 第3条に規定する返礼品の贈呈を行う事業への参加を希望するものは、勝山市ふるさと納税推進事業参加申請書(様式第1号)に、次に掲げる資料を添えて市長に提出するものとする。

(1) 会社概要、企業パンフレットその他事業の概要が分かる書類

- (2) 返礼品の画像データ
 - (3) その他市長が必要と認める書類
 - 2 市長は、[前項](#)の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その結果を速やかに勝山市ふるさと納税推進事業参加承認通知書により通知するものとする。なお、参加期間は、疑義が生じない限りにおいて、双方合意のうえ自動更新するものとする。
 - 3 [第1項](#)の申請に係る返礼品の基準は別に定める。
 - 4 当該申請に係る返礼品が受注生産のため送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品など送付時期が限定されるものである場合は、申請書にその旨を記載しなければならない。
(送付及び請求)
- 第7条 市長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、当該返礼品を扱う協賛事業者に返礼品の発送に必要な個人情報等を通知するものとする。
- 2 [前項](#)の通知を受けた協賛事業者は、速やかに寄附者に返礼品を送付しなければならない。ただし、収穫、製造等の時期が限定される返礼品については、その収穫、製造等の時期に発送するものとする。
 - 3 協賛事業者は、返礼品発送日の属する月の翌月の10日までに発送日の属する月分を市指定先に請求するものとする。
 - 4 協賛事業者から[前項](#)の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を確認し、適当と認められる場合は、当該請求があった日から30日以内に、協賛事業者が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。
(個人情報の保護等)
- 第8条 協賛事業者はこの事業による業務遂行で知り得た個人情報の取扱いについては、[勝山市個人情報保護条例\(平成15年条例第10号\)](#)その他関係法令を遵守しなければならない。
- 2 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができない。
(承認内容の変更)
- 第9条 協賛事業者は[第6条第2項](#)の規定により承認を受けた返礼品を変更しようとするときは、速やかに市指定先に届け出なければならない。この場合において、既に発注のあったものについて変更する場合は、協賛事業者において責任をもって送付しなければならない。
- (1) 変更しようとする返礼品の概要が分かる書類
 - (2) 変更しようとする返礼品の画像データ
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 協賛事業者は、事業への参加を辞退しようとするときは、勝山市ふるさと納税推進事業参加辞退届出書([様式第2号](#))を市長に提出しなければならない。
(認定の取消し)
- 第10条 市長は、協賛事業者又は返礼品が[次の各号](#)に該当する場合には[第6条第2項](#)の規定による参加承認又は[前条第2項](#)の規定による変更承認を取り消すことができる。
- (1) 協賛事業者が[第4条各号](#)に掲げる要件を欠いたとき又は[第7条第2項](#)若しくは[第8条](#)の規定に反したとき。
 - (2) 返礼品が[第5条各号](#)に掲げる要件を欠いたとき。
(協賛事業者の責務等)
- 第11条 協賛事業者は、事業の実施に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 2 協賛事業者は、返礼品に関し発送が遅延し、又は品質、送付過程において事故等が発生したときは、速やかに市指定先へ報告しなければならない。
 - 3 協賛事業者は、返礼品の品質等に関し寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告しなければならない。この場合において、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負わないものとする。
(情報の発信等)
- 第12条 市は、市が運営するホームページ及び市が作成するパンフレット等に返礼品の画像、内容、協賛事業者名等を掲載する。
- 2 協賛事業者は返礼品発送時に、社会通念上妥当と認められる範囲において自社の商品又はサービスのパンフレット等を同封することができる。
(その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日以降の寄附から適用する。
- 附 則(平成28年3月31日告示第145号)
- この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(平成29年2月27日告示第102号)
- この要綱は、告示の日から施行する。
- 附 則(平成29年6月7日告示第45号)
- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

2 平成29年6月1日以降、第6条に規定する勝山市ふるさと納税推進事業への参加申請が可能な返礼品は、改正後の勝山市ふるさと納税推進事業実施要綱第3条第3項第2号及び第4号に定める返礼品に限る。

附 則(平成29年9月26日告示第70号)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の勝山市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定は、施行の日以降に受け入れる寄附から適用し、同日前までに受け入れた寄附については、なお従前の例による。

附 則(平成30年8月15日告示第69号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成31年6月28日告示第51号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第189号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

勝山市長 様

申込者
所在地
事業所名
代表者名

(個人の場合は、住所及び氏名)

勝山市ふるさと納税推進事業参加申請書

勝山市ふるさと納税推進事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、勝山市ふるさと納税推進事業への参加を申し込みます。

なお、参加の審査において、市内在住状況及び市税の納付状況の確認のため、市内在住に関する情報及び勝山市税の納税状況情報が確認されることについて承諾します。

返礼品の概要	
連絡先	担当者所属・氏名： 電話番号： FAX番号： 電子メールアドレス： HPアドレス：

添付書類 (1) 会社概要、企業パンフレットその他事業の概要が分かる書類
(2) 返礼品の画像データ

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

勝山市長 様

申込者

所在地

事業所名

代表者名

(個人の場合は、住所及び氏名)

勝山市ふるさと納税推進事業参加辞退届出書

勝山市ふるさと納税推進事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

辞退する理由	
辞退する日	
連絡先	担当者所属・氏名： 電話番号： FAX番号： 電子メール：